

岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）の報酬請求に対し、費用を負担することが困難である者に市が予算の範囲内において助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 後見人等報酬を助成する対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者（住所地特例及び居住地特例を除く。）又は法令等により岡崎市が援護の実施者である者で、次のいずれかに該当し、かつ、後見人等が親族でなく、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者とする。ただし、対象者の後見等事務終了後に後見人等報酬の助成を受けようとする場合に限り、対象者の後見人等を対象者とすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 第1号の規定に準ずる低所得者として市長が認める者

(助成の申請)

第3条 報酬の助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 登記事項証明書の写し
- (3) 後見等事務報告書の写し、財産目録の写し及び収支状況が明らかになるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して60日以内とする。

(助成の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ速やかに助成の可否を決定し、成年後見人等報酬助成決定通知書（様式第2号）又は成年後見人等報酬助成却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成の対象期間)

第5条 助成の対象期間は、申請を行なった日から起算して2年前の日が属する期間までとする。

(助成金の支給額)

第6条 助成金の支給額は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬額の範囲内とし、特別養護老人ホーム等の施設・病院にひと月を通じて入所・入院している者については、月額1万8千円を、その他の者については、月額2万8千円を上限とする。

2 裁判所の報酬付与の審判において、報酬の対象として定められている期間における対象者の資産状況から、対象者が後見人等の報酬の負担が可能なときは、対象者が報酬額を支払った後の預貯金等の額が30万円を下回らない範囲で対象者負担を控除したうえで助成する。

3 対象者が死亡した場合においては、前項の規定に関わらず、遺留財産を充てなお報酬額が不足するときに、第1項の規定を限度に助成する。

4 複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬を合算し、第1項から第3項の規定を限度に助成する。

(助成金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、助成金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

2 市長は、対象者に相続財産や不動産の処分等で収入が生じたことが判明したとき、又は対象者の死亡時において相続財産があることが判明したときは、助成金を対象者又は相続人に対して返還請求することができる。

3 対象者の後見人等は、対象者に前項の返還状況となり得る資産状況等の変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定による報酬の助成は、この要綱の施行日以後に報酬付与の審判のあった報酬について適用し、施行日以前に報酬付与の審判のあった報酬については、なお従前の例による。

岡崎市成年後見制度に係る審判の請求手続等及び
岡崎市成年後見制度利用支援事業事務処理取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱（以下「審判請求要綱」という。）及び岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「利用支援要綱」という。）に基づく手続及び助成を行うにあたり、必要な基準を定めるものとする。

(対象者)

第2条 審判請求要綱第2条に規定する「審判の対象者」とは、利用支援要綱第2条に規定する住所要件又は援護の実施者の要件を満たすものとする。

2 利用支援要綱第2条の「住所地特例及び居住地特例」とは、介護保険における他の市町村の住所地特例対象被保険者及び障がい者の介護給付費等の支給における他の市町村の居住地特例を受けている者をいう。

3 利用支援要綱第2条中の「援護の実施者である」の援護とは次の各号を指すものとする。

- (1) 生活保護法第19条に規定される保護の実施
- (2) 介護保険法第3条に規定される保険者として介護保険を行うこと
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第19条に規定される介護給付費等の支給
- (4) 老人福祉法第5条の4に規定される福祉の措置
- (5) 身体障害者福祉法第9条に規定される援護
- (6) 知的障害者福祉法第9条に規定される更生援護

4 前項における援護の実施者が明確ではない場合、援護の実施者が複数の市町村にわたる場合及び対象者が他の市町村から同様の助成を受給できると思われる場合、市長は当該他の市町村と手続や事業の実施に係る調整や助成金の支給に係る調整をしなければならない。

(施設等の基準)

第3条 利用支援要綱第6条第1項に規定する「特別養護老人ホーム等の施設・病院」（以下「施設等」という。）とは次の各号を指すものとする。

- (1) 生活保護法第38条に規定する保護施設
- (2) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

- (3) 老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム
 - (4) 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム
 - (5) 老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設
 - (6) 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
 - (7) 老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する住居（グループホーム）
 - (8) 老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム（未届け施設を含む）
 - (9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供等を行う有料老人ホームに該当するもの
 - (10) 障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設
 - (11) 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定するのぞみの園その他厚生労働省令で定める施設
 - (12) 地域生活支援事業実施要綱に規定する福祉ホーム
 - (13) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
 - (14) 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
 - (15) その他前各号の施設等に類似するものとして市長が認めるもの
- 2 前項の施設等への入所、入院状況の確認は申請者の申し出によるものとする。ただし、申し出において疑義が生じた場合、市長は利用支援要綱第 3 条第 4 号の規定に基づき、委任状を徴したうえで当該施設等に確認をする等の措置を採らなければならない。

（助成金の支給額の計算方法）

第 4 条 利用支援要綱第 6 条に規定する支給額は、報酬付与の審判によって決定された報酬金額を報酬付与の審判があった期間の月数で除した金額（1 円未満の端数は切り捨て）を基本月額とし、利用支援要綱第 2 条の対象者要件など、助成対象者である期間がひと月に満たない場合は、当該基本月額に助成対象となる日数を乗じ、当該対象月の日数で除した金額（1 円未満の端数は切り捨て）を報酬付与の審判があった期間の月ごとに計算し、それぞれを合算した金額とする。

2 利用支援要綱第 6 条第 2 項に規定する「預貯金等の額が 30 万円を下回らない範囲で対象者負担を控除したうえで助成する。」の預貯金等の額とは、預貯金、現金及び有価証券（印紙税法上の有価証券（第 14 号文書、第 17 号文書に規定する有価証券）等の合計額をいうものとし、対象者負担を控除とは、次の各号のとおりの方法で行うものとする。

- (1) 助成の申請月の前月末日又は前々月末日現在の対象者の預貯金等の額のうち、低いほうの金額から報酬付与の審判によって決定された報酬金額を減じた金額が 30 万円を超える場合は助成を行わない。

- (2) 助成の申請月の前月末日又は前々月末日現在の対象者の預貯金等の額のうち、低いほうの金額から報酬付与の審判によって決定された報酬金額を減じた金額が 30 万円を下回った場合は、30 万円から当該預貯金等の額を減じ、当該報酬金額を加えたものを助成上限額とし、前項の支給予定額が当該助成上限額を上回った場合は当該助成上限額をもって支給額とする。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号

成年後見人等報酬助成申請書

(宛先) 岡 崎 市 長

平成 年 月 日
〒 -住 所 _____
(ふりがな) ()
申請者氏名 _____ (印)
電話番号 ()

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、収入の状況等必要な情報を調査することに同意します。

対象者	住 所	☐ 申請者と同じ 〒 - 電話 ()	
	(ふりがな) 氏 名	☐ 被後見人等 ☐ 後見人等 (後見等事務終了後の申請に限る) ()	
成年後見人等	住 所	☐ 申請者と同じ ☐ 対象者と同じ (後見等事務終了後の申請に限る) 〒 - 電話 ()	
	(ふりがな) 氏 名	()	
	その他	上記以外の成年後見人等 ☐ 無 ・ ☐ 有 →氏名 ()	
過去における本助成金の有無		☐ 無 ・ ☐ 有 →助成最終日 (平成 年 月 日)	
生活保護受給の有無		☐ 無 ・ ☐ 有 →受給開始日 (平成 年 月 日)	
振込先	金融機関の名称	☐ 銀 行 ☐ 本 店 ☐ 信 用 金 庫 ☐ 支 店 ☐ 農業協同組合 ☐ 出張所	支店番号
	預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 口座番号	←左詰で記入
	(ふりがな) 口 座 名 義 人		

(申請時添付書類)

☐ 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し	☐ 登記事項証明書の写し	☐ 後見等事務報告書の写し
☐ 財産目録書の写し	☐ 収支状況が明らかになるもの	☐ その他市長が必要と認める書類

処理欄

決定年月日	☐ 承認 ☐ 不承認	年 月 日
交付決定額	円	
過去の助成歴	開始年月日 年 月 日 ____年度 ____円 (回) ____年度 ____円 (回) ____年度 ____円 (回) ____年度 ____円 (回)	

受付印

後見人等の報酬の助成について、下記のとおり

対 象 者 （被後見人等）	住 所	
	氏 名	
決 定 年 月 日		平 成 年 月 日
助 成 決 定 額 （ 対 象 期 間 ）		金 , 円 （平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

第 号
平成 年 月 日

様

岡崎市長 内田 康宏

成年後見人等報酬助成却下通知書

平成 年 月 日付けで申請がありました成年後見人等の報酬の助成について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

却下
理由
